

庶務報告 N o . 1
総務部
令和7年12月10日

区の公用車におけるNHK放送受信契約について

総務課

1 概要

本区が使用している公用車に設置しているテレビ受信機能付きカーナビゲーションシステムについて、NHK受信契約が未契約のものがあることが判明した。については、NHKと協議のうえ、受信契約を締結し、各車両の設置時期に合わせて遡及し放送受信料を支払うもの

2 契約対象機器

テレビ受信機能付きカーナビゲーションシステム 12台

3 支払金額

1,574,448円（平成23年10月から令和8年3月分）

※予算については、既配当予算の流用により対応予定

4 今後の対応

例年、NHKの依頼により実施する「テレビ等受信機設置状況調査」において、調査の趣旨等を徹底し、区におけるテレビ等受信機の設置数を正確に把握し、適切な受信契約の締結及び受信料の支払いを徹底する。

なお、カーナビゲーションシステム付きの公用車の新規導入や買換えにあっては、テレビ受信機能の必要性について検討し、不要な場合は、テレビ受信機能を有しないカーナビゲーションシステムを選択し、不要な受信契約が生じないよう留意する。